

# 佐倉市水道事業供給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水申請者（以下「申請者」という。）が佐倉市水道事業から水道水の供給を受ける場合の事前協議及び工事の費用負担について定めるものとする。

(事前協議)

第2条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上水道の整備に関することについて事前に管理者と協議するものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する場合において、1日の最大計画給水量が5 m<sup>3</sup>未満のときは、この限りでない。

- (1) 配水管（配水補助管も含む。）の布設及び布設替えが必要な場合
- (2) 開発事業の開発面積が500 m<sup>2</sup>以上の場合
- (3) 建築物を建築しようとする場合で、当該建築物の1階を除く延床面積と敷地面積の合計が500 m<sup>2</sup>以上の場合
- (4) 開発事業又は区画整理事業による協議が完了後の区画割変更に伴う給水管取り出しを必要とする場合
- (5) 将来的に宅地造成等の開発事業を行う目的で、建築物の建築に先立って給水管の取出工事を実施する場合

2 前項の定めるもののほか、大規模な宅地開発（佐倉市宅地開発指導要綱に基づく開発区域が10 ha以上のもの）については、別に管理者と協定書を締結するものとする。

(工事負担金)

第3条 前条に規定する協議に基づく工事を行う申請者は、当該工事を実施する場合には、次項に定める工事負担金を納付するものとする。ただし、既設取出管を使用する場合等、既に工事負担金相当額を納付していると認められている場合は、この限りでない。

2 工事負担金は、配水管等の設置に要する費用を基準とし、次に掲げる費用の額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- (1) 工事設計金額
- (2) 設計手数料（工事設計金額の100分の4）
- (3) 監理手数料（工事設計金額の100分の4）

(4) 事務手数料(工事設計金額の100分の2)

3 管理者が申請者において設計することを認めた場合は、前項の設計手数料を免除するものとする。

4 管理者が申請者において工事施工することを認めた場合は、工事設計金額の納入は、必要としない。この場合において、申請者は、工事完了後において、速やかに完成届、検査願い等の提出を行い、検査に合格したときは、当該施設を寄附するものとする。

(負担の特例)

第4条 申請者が未給水地区に現に居住する者であるときにおける前条の工事負担金の負担割合は、2分の1とする。この場合において、原則として、給水可能となる地区の全世帯が井水から水道へ切り替えることに同意していることを布設の条件とする。

2 前項の規定による申請の場合で、当該申請が前条第4項に該当するときは、管理者は、当該施設の採納の後、工事設計金額の2分の1に相当する額を申請者に支払うものとする。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、区画整理事業(組合施工の場合に限る。)の施工区域内で都市計画道路として決定された箇所において、口径200mm以上の配水管は、管理者が布設するものとし、工事負担金を徴しない。

(負担金の納入時期)

第5条 工事負担金は、工事施工前に納付するものとする。

2 管理者は、前項の規定による納付の時期について、特に変更を必要と認められた場合は、別に定めることが出来るものとする。

(布設基準)

第6条 公道、私道を問わず、原則として、給水管の縦断布設は行わず、口径75mm以上の配水管を布設する。

2 口径50mmの配水管の布設は、原則として、次に掲げる要件を満たすものについて可能とする。

(1) 給水戸数は、10戸を限度とすること。

(2) 布設の延長は、おおむね60m以内とすること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の佐倉市水道事業供給要綱による原水分担金は開発負担金、給水負担金は加入負担金とし、施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。